

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(1)	檜海共第1号	檜山郡上ノ国 町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	上ノ国町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞぼかがい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											
(2)	檜海共第2号	檜山郡上ノ国 町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	上ノ国町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ刺し網漁業						
					めぼる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業						
					かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業						
がざみ・ひらつめがにがご漁業											
(3)	檜海共第3号	檜山郡江差町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	江差町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞぼかがい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(4)	檜海共第4号	檜山郡江差町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	江差町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・ぞい刺し網漁業						
					ほていのお刺し網漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
					たら刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ刺し網漁業						
					めばる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで					
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで					
					かわい・ひらめ・ほっけ底建網漁業						
					がざみ・ひらつめがにかご漁業						
(5)	檜海共第5号	爾志郡乙部町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	乙部町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかがい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
					なまこ漁業						
					ほや漁業						
					(6)						
かれい刺し網漁業											
さめ刺し網漁業											
たなご・ぞい刺し網漁業											
ほていのお刺し網漁業	10月1日から翌年4月30日まで										
たら刺し網漁業											
ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで										
ほっけ刺し網漁業											
めばる刺し網漁業											
にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで										
ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで										
かわい・ひらめ・ほっけ底建網漁業											
がざみ・ひらつめがにかご漁業											

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(7)	檜海共第7号	二海郡八雲町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	八雲町熊石泉岱 町、熊石折戸町、 熊石相沼町、熊石 館平町、熊石泊川 町、熊石黒岩町、 熊石見日町、熊石 鮎川町、熊石大谷 町、熊石平町、熊 石曇岩町、熊石根 崎町、熊石雲石 町、熊石鳴神町、 熊石西浜町及び熊 石関内町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかがい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											
(8)	檜海共第8号	二海郡八雲町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	八雲町熊石泉岱 町、熊石折戸町、 熊石相沼町、熊石 館平町、熊石泊川 町、熊石黒岩町、 熊石見日町、熊石 鮎川町、熊石大谷 町、熊石平町、熊 石曇岩町、熊石根 崎町、熊石雲石 町、熊石鳴神町、 熊石西浜町及び熊 石関内町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ刺し網漁業						
					めぼる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業						
					かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業						
がざみ・ひらつめがにかご漁業											
(9)	檜海共第9号	久遠郡せたな 町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町大成区長 磯、貝取瀬、平浜 及び宮野	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかがい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(10)	檜海共第10号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町大成区長磯、貝取瀬、平浜及び宮野	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ刺し網漁業						
					めばる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業						
					1月1日から6月30日まで						
(11)	檜海共第11号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町大成区花歌、久遠、本陣、都、上浦、富磯及び太田	なし	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いかい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
えむし漁業											
たこ漁業											
なまこ漁業											
ほや漁業											
(12)	檜海共第12号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町大成区花歌、久遠、本陣、都、上浦、富磯及び太田	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ刺し網漁業						
					めばる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業						
					1月1日から6月30日まで						
1月1日から12月31日まで											
かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業											
がざみ・ひらつめがにかご漁業											

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(13)	檜海共第13号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町北檜山区 及び瀬棚区	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかがい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											
(14)	檜海共第14号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町北檜山区 及び瀬棚区	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					ひらめ刺し網漁業						
					ほっけ刺し網漁業						
					めぼる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業						
(15)	檜海共第15号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	奥尻町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかがい漁業						
					かき漁業						
つぶ漁業											
ほたてがい漁業											
うに漁業											
えむし漁業											
たこ漁業											
なまこ漁業											
ほや漁業											

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項	
(16)	檜海共第16号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	奥尻町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)	
					かわい刺し網漁業							
					さめ刺し網漁業							
					たなご・ぞい刺し網漁業							
					ほていうお刺し網漁業							
					たら刺し網漁業							10月1日から翌年4月30日まで
					ひらめ刺し網漁業							1月1日から12月31日まで
					ほっけ刺し網漁業							
					めばる刺し網漁業							
					にしん刺し網漁業							
ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで											
かわい・ひらめ・ほっけ底建網漁業												
がざみ・ひらつめがにかご漁業												
(17)	檜海共第17号	檜山郡上ノ国町及び江差町、爾志郡乙部町、二海郡八雲町、久遠郡せたな町並びに奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	上ノ国町、江差町、乙部町、八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町、熊石関内町、せたな町及び奥尻町	なし	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)	
(18)	檜海共第18号	檜山郡上ノ国町及び江差町、爾志郡乙部町、二海郡八雲町、久遠郡せたな町並びに奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	上ノ国町、江差町、乙部町、八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町、熊石関内町、せたな町及び奥尻町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)	
					かわい刺し網漁業							10月1日から翌年4月30日まで
					さめ刺し網漁業							1月1日から12月31日まで
					たら刺し網漁業							10月1日から翌年4月30日まで
					ひらめ刺し網漁業							1月1日から12月31日まで
					ほっけ刺し網漁業							
					めばる刺し網漁業							
(19)	上国海区第1号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	上ノ国町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり(漁業権番号、漁業の名称、条件)	
					あわび養殖業							

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(20)	上国海区第2号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 そい養殖業 ほたてがい養殖業 ほっけ養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	上ノ国町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(21)	乙海区第1号	爾志郡乙部町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	乙部町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(22)	乙海区第2号	爾志郡乙部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	乙部町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(23)	熊海区第1号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	うに養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(24)	熊海区第2号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(25)	大海区第1号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町大成区長磯、貝取淵、平浜及び宮野	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(26)	大海区第2号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町大成区長磯、貝取淵、平浜及び宮野	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(27)	北海区第1号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区 及び瀬棚区	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(28)	北海区第2号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区 及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(29)	瀬海区第1号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区 及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(30)	瀬海区第2号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区 及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(31)	奥海区第1号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				第三種区画漁業	あわび養殖業						
					うに養殖業						
(32)	奥海区第2号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				第三種区画漁業	あわび養殖業						
					うに養殖業						
(33)	奥海区第3号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(34)	奥海区第4号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(35)	奥海区第5号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				第三種区画漁業	うに養殖業						
(36)	奥海区第6号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				第三種区画漁業	うに養殖業						



檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(37)	奥海区第7号	奥尻郡奥尻町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 第三種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(38)	奥海区第8号	奥尻郡奥尻町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(39)	奥海区第9号	奥尻郡奥尻町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし